

WILL元社長ら幹部4人逮捕 広島県警等、売上1800億円超か

広島県警などの合同捜査本部は2月12日、消費者庁から2回業務禁止命令を受けた「WILL」元社長、中井良昇容疑者（57）＝東京都品川区、自称会社員＝ら幹部4人を詐欺の疑いで逮捕した。消費者庁が2018年12月、WILLにレンタル実績がほとんどないにもかかわらず、そのことを隠してUSBメモリを60万円で購入すると毎月2万円のレンタル料が入り3年で72万円になるなどと勧誘したとして、1回目の業務停止命令を出してからすでに6年余。販売方法を連鎖販売から訪問販売に変え、会社を変え、テレビ電話ウィルフォンの専用アプリを読み込んだUSBメモリを、アプリの自動販売機に変えて事業を継続し、被害を拡大させてきた。換金困難な仮想通貨ヴィカシーコインで支払いが行われ、今なお「17万円から50万円でデビットカードを購入すると月数万円を上限にヴィカシーコインで買い物ができる」と勧誘された、「セミナーに誘われた」などの相談が弁護団に入っている。広島県警は、43都道府県で約2万人から少なくとも1800億円を売り上げたと見ており、「引き続き捜査をしている」と話す。全容解明に向け、実質的な経営者、大倉満会長の逮捕が待たれる。（相川優子）

中井容疑者 2回計39カ月業務禁止命令 杉尾容疑者 18カ月業務禁止命令

広島県警によると、逮捕されたのは、中井容疑者のほか、WILL執行役員などとして販売店を統括していた杉尾香代子容疑者（55）＝兵庫県宍粟市、無職＝、WILL統括部長などとして九州地区所在の販売店を統括していた岡本和哉容疑者（56）＝横浜市旭区、会社員＝、WILL管理部長としてライセンスパックなどの購入代金を管理していた長谷川操子容疑者（56）＝三重県伊勢市、会社員＝の男女4人。

消費者庁は、「WILL」に連鎖販売と訪問販売で2回、「VISION」に訪問販売で1回の計3回の業務停止命令を出している（囲み参照）。中井容疑者は、1回目の業務停止命令時にWILL社長として15カ月、2回目は1回目の業務禁止命令期間中にWILL販売委託担当のLINK社長として業務を継続させたとしてさらに24カ月の業務禁止命令を受けた人物だ。

杉尾香代子容疑者は、WILLが連鎖販売取引で業務停止命令を受けた後に、訪問販売に移行するために5つの販売

会社を立ち上げた際に、その1つAR社長を務めた人物。18カ月の業務禁止命令を受けていたが、その後も大倉会長と共に勧誘を続けていたと見られる。

特商法業務禁止命令違反では 執行猶予3年にとどまる

岡本和哉容疑者は、すでに特定商取引法業務禁止命令違反で懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、有罪が確定している。ジャパンライフからノウハウを持ち込み3回の業務禁止命令を受けた赤崎達臣容疑者とともに勧誘をして逮捕された。

赤崎被告には、懲役1年2カ月、執行猶予3年の判決が出ている。特商法の業務禁止命令違反の罰則は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金または併科。これでは、結局、執行猶予付きの判決しか出ないのが現状だ。弁護団が取り組んでいる裁判では、入院を理由に代理人弁護士が対応してお

り、今回は、逮捕されていない。

1億5000万円詐欺容疑で逮捕 広島県警「捜査は継続」

容疑は、中井容疑者らとは他数人と共に、勧誘者ら2人と共謀し、2018年4月10日から2021年4月8日頃まで、兵庫県内のホテルや宮崎県などで67歳の公務員（女性）に、購入させた「ライセンスパック」と称するカード型USBをレンタルする意思も、購入者にレンタル料を約定通りに支払う意思も能力もないにもかかわらず、「WILL」「VISION」などからライセンスパックを約60万円で購入すれば、1セット当たり2万円のレンタル料を36回にわたって支払うとうそを言い、計30回、現金合計1億3728万8160円を支払わせ騙し取った。同様に、2018年9月3日から2021年3月15日頃まで、熊本県内の勧誘者方で、自営業の72歳の女性に同様の手口で、計9回現金合計1343万5160円を支払わせ騙し取った疑い。

刑法詐欺罪の罰則は、10年以下の懲役だ。

広島県警の捜査関係者は「中心的人物を含め、共謀したほか数名も捜査対象として、捜査は継続している」と話している。

販売預託商法禁止しても 被害止まらず拡大の一途

2022年6月1日に改正預託法（2021年6月16日公布）が施行され、販売預託商法を原則禁止し、確認を受け

ない勧誘や契約・更新に個人5年以下の懲役、500万円以下の罰金または併科、法人には5億円以下の罰金を規定したが、適用されることなく2022年6月以降も被害は拡大している。

WILLでは、販売される商品は、テレビ電話ウィルフォン専用アプリやカラオケ、ゲームの専用アプリを読み込ませたカード型USBメモリ「willfonライセンスパック」だったが、VISIONでは「ライセンスパック」に変更され、その後は、コロナ接触感染アプリなど約300のアプリが入った「APPパック」と、アプリの自動販売機と称するタブレット「フェニックスノート」の販売に変更された。

これらは顧客の手元にあってレンタルされており、脱法を狙った手口と見られるが、「アプリ利用権」「アプリ引取請求権」と解釈する余地もある。勧誘方法も「60万円が3年で72万円になる」という当初の内容から、「30回で元が取れ、ずっと毎月2万円以上のレンタルフィー(レンタル料)が入る」と、通常では考えられない勧誘に変わっている。

支払いも、換金が事実上困難な仮想通貨「ヴィカシーコイン」変わった。現金の換金が制限されているにもかかわらず、被害を認めたくない人が多数存在すると見られる。

損害賠償求め各地で裁判 長崎、熊本弁護団も提訴

広島地裁は2024年10月22日、被害者128人が、VISIONと会社役員を相手取り約14億円1000万円の損害

賠償を求めた訴訟で、VISIONと社長の新聞壽、会長の大倉満、事務局長の赤崎達臣(小林京子に対する請求は棄却)に対し約13億4500万円の支払いを命じている。

VISION被害対策長崎弁護団(福岡博孝団長)は2023年3月29日の提訴を皮切りに、VISIONと幹部の新聞、大倉、赤崎、地元の代理店と勧誘員らを相手取り、3件の訴訟を起している(1件のみWILL中井も提訴)。被害額は60代女性615万円、70代女性6300万円、60代女性2354万円だが、回収の目処が見通せないため、1000万円を超える被害については1000万円の一部請求としている。さらに追加の訴訟も検討中だ。

WILL・VISION被害対策熊本弁護団(原彰宏団長)も2024年12月25日、WILLと社長の中井、VISIONと社長の新聞、会長の大倉、地元の販売代理店と社長(赤崎含む)らを相手取り、熊本県内に住む40代から90代の被害者11人の集団訴訟を提起。約1億4000万円の損害賠償を求めている。

広島の集団訴訟で訴訟代理人 弁護士を務めた吉岡浩弁護士の話

USBメモリがアプリの自動販売機に変更され、被害はずっと続いている。全国を6つのブロックに分けて、販売代理店が中心になり、販売代理店と委託契約を結んだ人たちによる販売組織が被害を拡大させてきた。実質的に主導してきた大倉満会長の逮捕につなが

る捜査、お金の流れの解明に期待したい。

VISION被害対策長崎弁護団 今井一成事務局長(弁護士)の話

今回詐欺で4名逮捕したことは、全容解明に向けた大きな一歩になると思う。会長が逮捕には至っていないため、今後のさらなる捜査に期待したい。弁護団には今でも、断続的に相談の電話が寄せられ、被害は止まっていない。こういう破綻必至商法に対する抜本的な対策が急がれる。

WILL・VISION被害対策熊本弁護団 原彰宏団長(弁護士)の話

被害回復はなかなか困難な状況があるが、少しでも回復できるように力を尽くしたいと昨年末に提訴した。預託法の改正で販売預託商法が原則禁止されたにもかかわらず、未だに被害が拡大している。被害が拡大しないように抜本的な法整備が必要な段階にきているのではないかと。今回の逮捕は、全容解明に少しでもつながることを期待したい。

WILL・VISION関連の行政処分等の経緯

1回目の業務停止・禁止命令

〈2018年12月21日〉

- ◆WILL(ウイル)に特定商取引法連鎖販売取引で15カ月の業務停止命令
(2018年12月21日～2020年3月30日)
- ◆役員6人に15カ月の業務禁止命令
(2018年12月21日～2020年3月30日)
会長の 大倉満、社長の 中井良昇、同社役員 本田欽也、小池勝、小林京子、赤崎達臣

2回目の業務停止・禁止命令

〈2019年7月22日〉

- ◆WILLに特定商取引法訪問販売で24カ月の業務停止命令
(2019年7月20日～2021年7月19日)
- ◆関連7法人に18カ月の業務停止命令
(2019年7月20日～2021年1月19日)
- ◇消費者安全法で事業者名公表
「ワールドイノベーションラプオール」(猪木啓介社長)名義で同様の勧誘が行われる可能性が高いと注意喚起
- ・大倉満 会長が同社会長と紹介されている

〈2019年8月6日〉

- ◆WILL会長ら関連会社7社の社長7人に対し24カ月、18カ月の業務禁止命令
大倉満(業務禁止命令中にレセプション社長、WILL企画担当として継続)、中井良昇(同LINK社長として営業委託担当)24カ月
(2019年7月20日～2021年7月19日)
- 小池勝(ホームセキュリティー社長)、嶋上文子(テレメディカル社長)、杉尾香代子(AR社長)、松本悟(トータル72社長)、赤崎達臣(ピーアールピー社長)18カ月
(2019年7月20日～2021年1月19日)

「VISION(ビジョン)」事業者名公表

〈2019年11月8日〉

- ◇消費者安全法で事業者名公表
「VISION(ビジョン)」(新聞壽社長)名義で、違反行為が繰り返される可能性が高いことを確認

3回目の業務停止・禁止命令

〈2021年3月23日〉

- ◆VISIONに特定商取引法訪問販売で、24カ月の業務停止命令
(2021年3月21日～2023年3月20日まで)
- ◆セミナー運営会社「レセプション」(大倉満 社長)に特定商取引法訪問販売で、24カ月の業務停止命令
(2021年3月22日～2023年3月21日まで)
- ◆ビジョンの役員2人に、24カ月の業務禁止命令
大倉満(2021年3月22日～2023年3月20日まで)
赤崎達臣(2021年3月22日～2023年3月20日まで)

ピクセル&プレス事業者公表

〈2021年6月4日〉

- ◇消費者安全法で事業者名公表

改正預託法公布・施行

〈2021年6月16日公布〉

〈2022年6月1日施行〉

- ・販売預託商法を原則禁止(厳格な2段階の許可制導入)
- ・確認を受けずに締結した契約や更新は無効
- ・確認を受けない勧誘や契約・更新に罰則
個人＝5年以下の懲役、500万円以下の罰金または併科
法人＝5億円以下の罰金
- 特定商品制度を廃止、すべてが適用対象に

広島県警等 特商法違反容疑で2人逮捕

〈2021年6月23日〉

- 広島、宮城、岡山3県警の合同捜査本部
VISIONと複数の関係先を一齐に家宅捜索

〈2023年1月24日〉

- ★広島、宮城、岡山3県警の合同捜査本部
赤崎達臣容疑者、岡本和哉容疑者を、特定商取引法違反(業務禁止命令違反)の疑いで逮捕

〈2023年4月19日〉

- 広島地裁 赤崎被告に懲役1年2カ月、執行猶予3年、岡本被告に懲役1年、執行猶予3年の判決

広島県警等 詐欺容疑で4人逮捕

〈2025年2月12日〉

- ★広島、宮城、岡山3県警の合同捜査本部
中井良昇容疑者、長谷川操子容疑者、岡本和哉容疑者、杉尾香代子容疑者を詐欺の疑いで逮捕